

# NAKAYAN OF FORUM

中野フォーラム | 2015 SEPTEMBER | 中野公認会計士事務所

## 所長インタビュー

京都の未来を考える

～価値創出から新たな発展へ～

日本写真印刷株式会社

代表取締役社長 鈴木順也氏

## 相続税入門

知っておきたい相続税 第2回

## 業界羅針盤

地方公会計の改革

## Topics

民法改正

## 承継

一般社団法人を活用した財産承継

vol.

65





## I N T E R V I E W

### 所長インタビュー

## 京都の未来を考える ～価値創出から新たな発展へ～

### 鈴木 順也

日本写真印刷株式会社 代表取締役社長  
京都経済同友会 代表幹事

中野：今年の5月に京都経済同友会の代表幹事に就任されましたが、ご感想をお聞かせください。

**鈴木順也氏(以下、鈴木)：**前任の代表幹事からのご指名により就任させていただくことになりました。私よりも実績が豊富な方々を差し置いて自分が指名されたことに正直、驚きと戸惑いを感じました。また、年齢的には50歳であり、現役の社長として自社の経営を最優先に働いていることから、財界機関の代表者としての任務に配分できる時間とエネルギーがあるだろうかという不安がありました。

しかし、先輩経営者の方々からの御指導があり、また、代々京都で会社を運営させていただいているという地元に対する気持ちから、微力ではありますがお引受けすることに致しました。

中野：製造業からの代表幹事選出は8年ぶりですが、京都は伝統産業から最先端技術まで「ものづくり」のまちであると同時に、文化都市、また、大学のまちでもあります。これら多様性に富んだ京都の地と企業活動との関係、特にイノベーションについてどのようにお考えでしょうか。

**鈴木：**京都経済同友会では現在、「イノベーション」が都市の経済発展の原動力であるという仮説に基づき、企業と大学の協力関係のあり方を強く意識したうえで、京都が発展していくための方向性を議論しています。

京都は大学の数が多いことから、人口における学生の割合は1割を占めていると言われており、アカデミズム、研究開発が盛んな都市という捉え方をされています。したがって、大学がイノベーションの担い手のひとつであり、企業のイノベーションの努力と融合し、そこから新たな経済的、社会的

価値が生み出されるという期待があります。さらに、それは個々の大学や企業間だけで起きているのではなく、産官学が連携した都市としてのムーブメントであることが重要ではないかと指摘されています。

アメリカのシリコンバレーを中心とする「ベイエリア」は、政府のリーダーシップが強く、資金のフローが潤沢であり、大学と産業が連携してイノベーションが生まれた代表的な例です。シリコンバレーと京都を単純に比較することはできませんが、少なくとも京都には日本を代表する先端企業や伝統的なものづくり産業の基盤があり、一方で大学の集積地であることから、イノベーションを生み出す要件のいくつかがそろっていると考えます。しかし、何よりも重要なのは、京都がどの分野でやっていくのかの方向感(フォーカス)を見つけることだと思います。ただ網羅的にイノベーションのテーマを追求するよりは、京都の強みが発揮できる分野を明確化することがよいのではないのでしょうか。

中野：京都の上場企業の多くは、本社は京都から移さないといった特徴がみられます。産業を活性化させていくという意味では、企業が根付く都市にしていかなければならないと思われませんが、如何でしょうか。

**鈴木：**「なぜ、京都企業は本社を東京に移転しないのか」という質問をよく受けます。京都の歴史が持つ神秘性と重ね合わせて考えると、そういう質問になると思います。私自身は明解な答えはわかりませんが、京都以外に出て行く必要がないからだ漠然と考えます。しかし、京都企業は、確かに本社を京都に登録していますが、販売経路、生産拠点、研究開発拠点は他の地域に設置することも多いため、

## R V I E W

## 京都の未来を考える ～価値創出から新たな発展へ～

### 中野 雄介

中野公認会計士事務所 所長  
公認会計士



全ての経済効果が京都で実現しているとは言えません。企業は世界市場で勝負しなければならないので、京都だけで活動するとは限りません。一方、京都が産業集積地としてより活性化し発展していくためには、都市の範囲を再定義して拡げていくことが重要ではないでしょうか。観光産業でいう京都は、いわゆる旧市街とされる範囲を指すことが多いですが、経済としては旧市街だけでなく、たとえば京都南部のけいはんな学研都市も含めた広い範囲で産業インフラを整備し、京都企業に加えて他の地域や外国からの投資や人材の流入を促すことが必要だと思います。

中野：いかに京都に企業や人が根付いて新たな産業を生み出していくかは、現在もそしてこれからも課題だと思いますね。

**鈴木：**京都は有形・無形の文化資産の蓄積が誇りであり、それは京都が世界から注目される大きな理由であると思います。それら古き良きものを守り、未来に向かって継承していくことは私たちの責任です。しかし、一方で未来に向かって都市が発展するうえで、重荷になっているものがあるかもしれません。新たな発展のために、場合によってはこれらの資産の整理が課題になると思います。

元来、都とは多様な人が出入りし定住する場であるはずですが。しかし現在の京都は、観光客の増加という形でフローの経済は成長していますが、人口は伸びる傾向にありません。これまでに築き上げた文化を継承し京都の魅力を発信することはもちろん重要ですが、歴史文化遺産に頼るだけでなく、新たな価値をどんどん生み出していく都市にしなければなりません。そのためにも、国内と海外から多

様な能力を持つ人々がやってきて、京都における文化と経済がともに活性化するインフラを整備できたら最高です。

中野：京都経済同友会代表幹事として、また京都企業の経営者としての京都への想いをお聞かせください。

**鈴木：**私たち京都は、インバウンド、市民意識、企業競争力、製品・技術力の観点から国際都市になりたいと思います。京都が持つ代表的な強みは、技術や品質ではないでしょうか。品質には、いわゆるおもてなしも含まれます。「京都と言えば、技術と品質」と世界中の人々が知っていることになれば素晴らしいです。それを京都でつくるだけでなく、その手法や精神が他国に伝播して産業化することも「京都式」の発展と考えれば、可能性は無限にあると思います。

中野：国際的に通用する都市を目指していかないと、京都の優位性が保たれないのかもしれないですね。お忙しいなか、貴重な御意見をありがとうございました。





## 「相続税入門」 知っておきたい 相続税 第2回

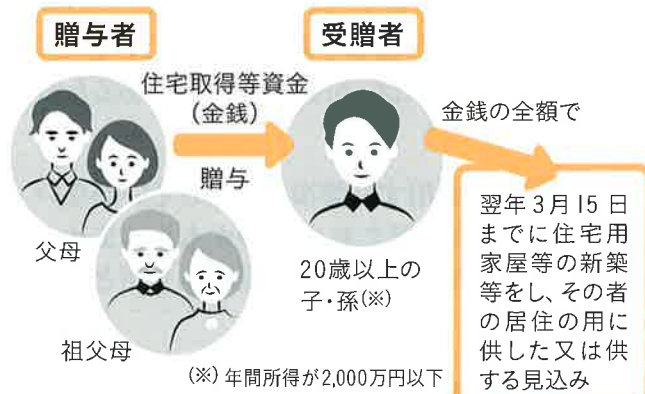
3回シリーズの第2回は、本年3月27日に開催した「第2回相続税セミナー」の中から、「生前贈与」の一部を抜粋して掲載します。

### ① 特例贈与

平均寿命の伸びにより、金融資産の6割を60歳以上の人が保有する状況となっています。若い世代への資産の移転を促進するため、様々な特例贈与が創設されています。その中から「住宅取得等資金贈与」「教育資金一括贈与」「結婚子育て資金一括贈与」について説明します。

### ② 住宅取得等資金贈与

#### (1) 要件



この特例は、20歳以上の人が父母・祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定の要件を満たせば非課税限度額まで贈与税を非課税にするというものです。経済活性化の趣旨もあることから、贈与財産は金銭に限られます。また、贈与者は受贈者の父母・祖父母に限られ、配偶者の父母・祖父母は含まれません。平成27年度税制改正により、平成31年6月30日まで期限が延長され、かつ非課税限度額が拡大されました。

### (2) 非課税限度額

(単位:万円)

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期	H27年以前	H28年		H29年		H30年		H31年	
		1-9月	消費税(注)	10-12月	1-9月	10-12月	1-9月	10-12月	1-6月
下記以外の住宅用家屋	1,000	700	10%以外	700	700	500	500	300	300
			10%	2,500	2,500	1,000	1,000	700	700
良質な住宅用家屋	1,500	1,200	10%以外	1,200	1,200	1,000	1,000	800	800
			10%	3,000	3,000	1,500	1,500	1,200	1,200

注:「消費税」は、住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率をいう。  
なお、消費税率10%以外には、消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人間売買により中古住宅を取得した人を含む。

改正前は、贈与した時点により非課税限度額が異なっていました。改正後は住宅用家屋取得の契約締結時点により非課税限度額が異なることとなりました。また、消費税増税に伴う駆け込み需要に対応するため、取得した家屋に対する消費税率が10%か10%以外かで非課税限度額が異なります。

### ③ 教育資金一括贈与と結婚子育て資金一括贈与

教育資金一括贈与は平成25年に、結婚子育て資金一括贈与は平成27年に各々創設されました。教育費用や結婚子育て費用を父母・祖父母が負担しても、必要な都度贈与し直接それらの費用に充てられた場合はもとも贈与税が非課税でしたが、この2つの制度は、将来の教育資金や結婚子育て資金を一括贈与した場合でも非課税になります。教育資金や結婚子育て資金に充てられたことを明確にするため、贈与は金融機関を通して行う必要があります。

※非課税申告書の提出については、金融機関経由で行われるので、直接税務署へ提出する必要はない。

両制度の概要は次のとおりです。

項目	教育資金一括贈与	結婚子育て資金一括贈与
期限	平成31年3月31日まで	
受贈者	30歳未満の子や孫等	20歳以上50歳未満の子や孫等
贈与者	受贈者の直系尊属	
贈与手段	金銭等を金融機関に信託等すること	
非課税限度額	受贈者1人当たり1,500万円(学校以外に支払う金銭は500万円を限度)	受贈者1人当たり1,000万円(結婚に際して支出する金銭は300万円を限度)
契約の終了	①受贈者が30歳に到達 ②信託財産が零になり終了の合意があった場合 ③受贈者が死亡した場合	①受贈者が50歳に到達 ②信託財産が零になり終了の合意があった場合 ③受贈者が死亡した場合
終了時の課税	上記①の場合は残額について受贈者に贈与税を課税、③の場合は贈与税の課税なし	
終了前に贈与者が死亡した場合	残額は贈与者の相続税の課税対象にならない	残額は贈与者の相続税の課税対象になる

資産税チーム 税理士 増田 裕介

## 業界羅針盤

# 地方公会計の改革

## 単式簿記から複式簿記へ

都道府県や市区町村などのいわゆる自治体の会計(地方公会計)では単式簿記(現金主義会計)が採用され、予算に基づいて収入と支出のみが管理されてきました。企業や各種法人などの民間が採用する複式簿記と異なる代表的な例を挙げると、借入れをした時は収入に計上し(複式簿記では預金と借入金が増加)、借入れを返済した時は支出に計上(複式簿記では預金と借入金が増加)します。固定資産を購入した時は資産に計上せず、支出に計上(複式簿記では固定資産が増加、預金が減少)します。

これまで、単式簿記ではカバーできない資産および負債の情報については、各自治体で財務書類の作成・公表等に取り組んできましたが、少子化・高齢化・人口減少が進む中、財政のマネジメント強化のため、平成26年4月30日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。その後、平成27年1月23日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が発表されました。

### 1. 統一的な基準による地方公会計マニュアル

このマニュアルにおいて、①統一的な基準による財務書類の作成手順 ②資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順 ③連結財務書類の作成手順 ④事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等が示されました。

### 2. 固定資産台帳の整備

意外と思われるかもしれませんが、全国1,789の自治体(平成26年3月31日時点)の固定資産台帳の整備状況は、①整備済 18% ②整備中 36% ③未整備 46%となっており、固定資産台帳が整備されていない自治体は、整備中を含め8割を超えます。

固定資産台帳は公共施設等の老朽化対策にも活用可能であり、固定資産台帳が未整備である自治体は早期に整備することが望まれています。

### 3. 地方公会計マニュアルがもたらす効果

自治体に財務書類の作成に関する統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入 ②固定資産台帳の整備 ③比較可能性の確保が促進されると期待されています。

ただし、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備ができたからといって、それだけでよいわけではありません。財務書類はあくまで過去の情報です。過去の情報から未来を予測し、施策を実行していくことが真の目的です。特に、地方公会計には世代間負担の公平性や行政サービスの効率性(行政財産の効率的な利用を含む)が求められます。

国の借金が1,000兆円を突破した現在、地方が果たす役割が一層重要になってきており、その状況下、統一したもののさしができることは歓迎すべきことだと思います。ただし、比較の結果横並びになるのではなく、地方の独自性を生み出す指標にすれば、未来を担う子供たちに対して少しは胸を張ってバトンタッチできるのではないのでしょうか。

公認会計士 中村 佳央



# Topics

## 民法改正

民法の大改正が行われようとしています。改正点は債権関係を中心として200以上にわたりますが、本国会(本稿執筆時 平成27年7月)で可決されたとしても、2年半から3年の周知期間が必要とのことから、施行は平成30年以降になる見込みです。

改正点の中の「消滅時効」について簡単に説明してみたいと思います。



「消滅時効」とは、例えば、お金を貸した場合、返済を請求せず一定期間を経過し、借主が時効を援用(主張)すると、時効により権利が消滅することを行います。

現行民法では、「債権」は権利を行使することができる時から10年で時効により消滅しますが、改正案では、「債権」は権利を行使できることを知った時から5年、権利を行使できる時から10年で時効により消滅することになります。

現行	改正後
権利を行使できる時から10年	権利を行使できることを知った時から5年 権利を行使できる時から10年

また、職業別短期消滅時効(現行民法第170条から第174条)は、合理的な理由もなく分かりにくいことから廃止され、上記に統一されます。

廃止される職業別短期消滅時効		
1年	2年	3年
飲食代、宿泊料、運送料 CD・DVDのレンタル料等	商品の売掛金、弁護士費用 ピアノ教室・お茶・お花・お習字等の月謝等	医師・薬剤師の診療代 工事請負代金等

この改正に合わせて、商事債権の5年の消滅時効(現行商法第522条)も廃止されることになりました。飲食代、商品の売掛金、工事の請負代金など、消滅時効期間が今より長くなるものについては、債権管理の点から、関係書類の保存期間を見直すことも必要になってくるものと思われます。

(参考)消滅時効に関する改正点(出所:法務省 民法(債権関係)の改正に関する要綱)

- 1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点
- 2 定期金債権等の消滅時効
- 3 職業別の短期消滅時効等の廃止
- 4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第724条関係)
- 5 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効
- 6 時効の完成猶予及び更新
- 7 時効の援用

司法書士 森上 政人



## 承継

### 一般社団法人を活用した財産承継

近頃一般社団法人を活用した財産承継が注目されています。株式会社にはない特徴を活かした方法で、特に税メリットが強調されています。

一般社団法人とは非営利団体の一つで、非営利とは剰余金の分配を行わないことを指します。株式会社のように収益事業を自由に行えますし、役員報酬を支払うこともできます。(ただし、収益事業の利益に対し法人税発生)

株式会社との最大の違いは「所有者が存在しない」ということです。

株式会社は「所有者=株主」であり、株式の保有割合に応じてその会社の所有者となります。所有者が死亡した場合、その株式は相続財産となり当然ながら相続税が課税されます。

一方、一般社団法人には所有者が存在しません。法人の運営は社員が行いますが、社員は所有者ではありません。一般社団法人には株式会社の株主にあたるものがなく、すなわち**株式の相続がありません**。

この最大の違いを活用した手法の一部を紹介します。

#### (1) 相続財産の評価額の固定

株式会社(特に中小企業)の場合は内部留保が株価に反映するため、利益が大きくなるに従い株価は高くなり、その結果相続税が増えていきます。しかし、一般社団法人の場合株式はなく、また、**社員という身分に相続税は課税されません**。

#### (2) 相続財産の増加の防止

賃貸物件の建物のみを一般社団法人に譲渡して、一般社団法人が賃料収入を受取ることで**財産の増加を防止**できます。(ただし、譲渡時に建物譲渡の譲渡益に対し所得税等発生)

#### (3) 不要な財産のゴミ箱として利用

使い道のない売却困難な不動産でも相続が発生すれば相続税が課税されますが、一般社団法人に移せば相続税は課税されません。(ただし、移転時に前所有者の譲渡益に対し所得税等発生)

(注)2015年7月現在の法令等に基づいた内容です。

今回は(1)について具体例を掲載します。

事業承継チーム 税理士 岡田 悠克

### 「絶対肯定的の子育て」

「世に名を成す人は、親がすごい」

北方雅人・本荘そのこ著 日経BPP社

企業経営について長く取材をしてきた経済記者であり、また、「子どもを育てることと社員を育てることは同じ」と考える北方雅人氏が、「育てられた側」からみた子育てについて書いた一冊です。

本書は、成功者の育てられ方の実例(経営者編、著名人編)と専門家によるアドバイスで構成されています。育てられ方の実例「経営者編」は、最年少で株式上場を果たしたリブセンス社長村上太一氏など5人の経営者の育てられ方を、「著名人編」では、盲目のピアニスト辻井伸行氏など4人の著名人の育てられ方を紹介しています。

それによると、経営者となった子を育てた親は、子供に自由を与え、自立心を育むタイプが目立ち、また、専門的な道を極めた子を育てた親は、子供に伴走して愛情を注ぐタイプが多くみられるようです。

そして両者に共通するのが、  
・「自分は親から愛されてきた」という自覚がある  
・親から多かれ少なかれ「自分はできる」という「暗示」にかかれていている  
という点です。

愛されてきたという自覚は、大人になったときに他人に愛情を自然に注ぐことができるそうです。他人の共感を集め、より多くの人を巻き込んで仕事をやる成功者たちは、その育てられ方によってその能力を身につけたのです。

いずれの成功者も、強い肯定感を与えられて育てられたことがわかります。子どもの人格を認め、その可能性を信じてあげることが絶対肯定的の子育てです。著者は「人を信じてあげることからすべては始まる」ということは締め括っています。子育てだけでなく、企業の人材育成にも参考になる一冊です。

野原 恵





私の続けていることのひとつにランニング(日によってはジョギング)がある。ジョギングとランニングの違いは走るスピードらしい。ジョギングは無理のないスピードで走ること、ランニングはジョギングよりもスピードアップしたもののこと。

日常的に走るといふ行為から遠のいていたある日、なぜか鴨川を走ってみたいとなり、それから時々走るといふことが続いている。

走る目的は人それぞれあるが、私の目的は走ることを通じて自分の心身に向き合い、心がリラックスできる状態になれることである。

村上春樹さんの著書「走る」として語るときに僕の語ることの中に、「僕は走りながら、ただ走っている。僕は原則的には空白の中を走っている。逆の言い方をすれば、空白を獲得

## 走ること



するために走っている、ということかもしれない。そのような空白の中にも、その時々を考えが自然に潜り込んでくる。当然のことだ。人間の心のなかには真の空白など存在し得ないのだから。人間の精神は真空を抱え込めるほど強くないし、また一貫してもいない」といった表現がある。

走っている時、稀に無に近いような感覚になり、その瞬間なぜかすごく気持ちがいい。その感覚は常に味わえないのであるが、そう感じる時は心身の状態の良い時だと解釈している。一種の健康のバロメーターである。

ある酒飲みが言ったことを思い出した。「一杯目のビールでその日の体調が分かる。だから一杯目は必ずビールから」  
健康状態の確認方法も人それぞれである。

(ランニングマン)

## グローバルスタンダード

「くたくたになって帰宅しますか？」



「平日はいつも帰りが遅く、週末はその疲れをとるために一日中寝ている」という話を耳にすることが多い。OECDが2014年に発表したデータによると、日本人男性の1日あたり労働時間(休日を含めた平均)は375分であるのに対し、調査対象国中最短のフランスは173分と、日本の2分の1にも満たない。

ここで、同じくOECDが2009年に発表した興味深いアンケート結果がある。各国16歳以上の就業者1,000~2,000人を対象に行われたもので、質問内容は「くたくたになって帰宅するか(Come home from work exhausted)」。26か国を対象としているが、グラフは紙面の都合上8か国に絞り込んだ。夜遅くまで働く日本人は、意外にも26か国中で最低の73.6%となっている。対照的に、1日あたり平均労働時間が最も短かったフランスは92.5%の人がくたくたになって帰宅している。



くたくたであるかどうかの判断は得てして感情に委ねられるものであるから、日本人は長時間労働であっても仕事が充実し、やりがいを感じていると解釈することができる。その一方で、フランス人は定時に終わらせるために必死に仕事をする、とも解釈しうる。我が国の仕事に取り組む姿勢に誇りを持ちつつも、作業効率の面で無駄がないかどうか、今一度見直してみたい。

公認会計士 宮田 傑



中野公認会計士事務所  
NAKANO C.P.A. OFFICE

発行所 中野公認会計士事務所  
〒602-0054 京都市上京区今出川通小川西入  
TEL.075-431-4361(代) FAX.075-431-4365  
http://www.nakano-cpa.com/  
発行人 中野 雄介

表紙写真  
読書  
「自己研鑽」